

狩猟解禁について

1 狩猟期間等

(1) 期間 平成26年11月15日(土)～平成27年2月15日(日)

※ただし、イノシシ及びニホンジカは下記のとおり

① 11/1～11/14	通常の狩猟期間 11/15～2/15	② 2/16～2末	③ 3/1～3/31
-----------------	-----------------------	--------------	---------------

① 及び③：イノシシ及びニホンジカのはこわな猟及び止めさしのための銃猟に限る
②：イノシシ及びニホンジカの銃猟及びわな猟

(2) 時間 日の出から日の入りまで（銃猟免許者）

※出猟の際には、日の出・日の入り時刻を新聞等でご確認ください。

(3) 狩猟鳥獣

鳥類 28種(カワウ、マガモ、カルガモ等)

獣類 20種(イノシシ、キツネ、タヌキ等)

2 狩猟禁止区域

鳥獣保護区 50 箇所 54,907 ha

休猟区（※うち特例休猟区） 5 箇所(5箇所) 9,742 ha (9,742 ha)

※休猟区5箇所はすべて特例休猟区に指定されており、イノシシに限り狩猟が可能です。

また、米浜及び当日特例休猟区についてはニホンジカも狩猟が可能です。

3 銃による狩猟禁止区域

特定猟具使用禁止区域（銃器） 67 箇所 23,545 ha

4 捕獲禁止の狩猟鳥について

石川県内では2種の狩猟鳥が捕獲禁止となっています。

捕獲禁止の鳥類 バン、クロガモ

捕獲禁止の区域 石川県全域

捕獲禁止の期間 平成25年11月15日から平成30年11月14日

また、ヤマドリの雌及びキジの雌は、平成24年9月15日から平成29年9月14日まで全国で捕獲が禁止されています。

(参考) 狩猟登録者の推移

	23年度	24年度	25年度
県内者	850	866	855
県外者	80	77	61
計	930	943	916

※各年度末現在の数

※H26年度登録状況、初猟日に会ったハンター数や捕獲状況については、11月15日(土)15時ごろにFAXで資料提供予定です。